

1. 下水道の概要

①「浄化槽」と「下水道」

生命の源とも呼ばれる“水”は、生活や産業の営みにおいて不可欠なものです。しかし、皆様のご家庭や工場で使用して汚れた水をそのまま側溝や川に流してしまうと、悪臭や伝染病の原因になります。そこで、「浄化槽」や「下水道」によって各家庭や工場から出る汚水をきれいにしてから側溝や河川に流しています。

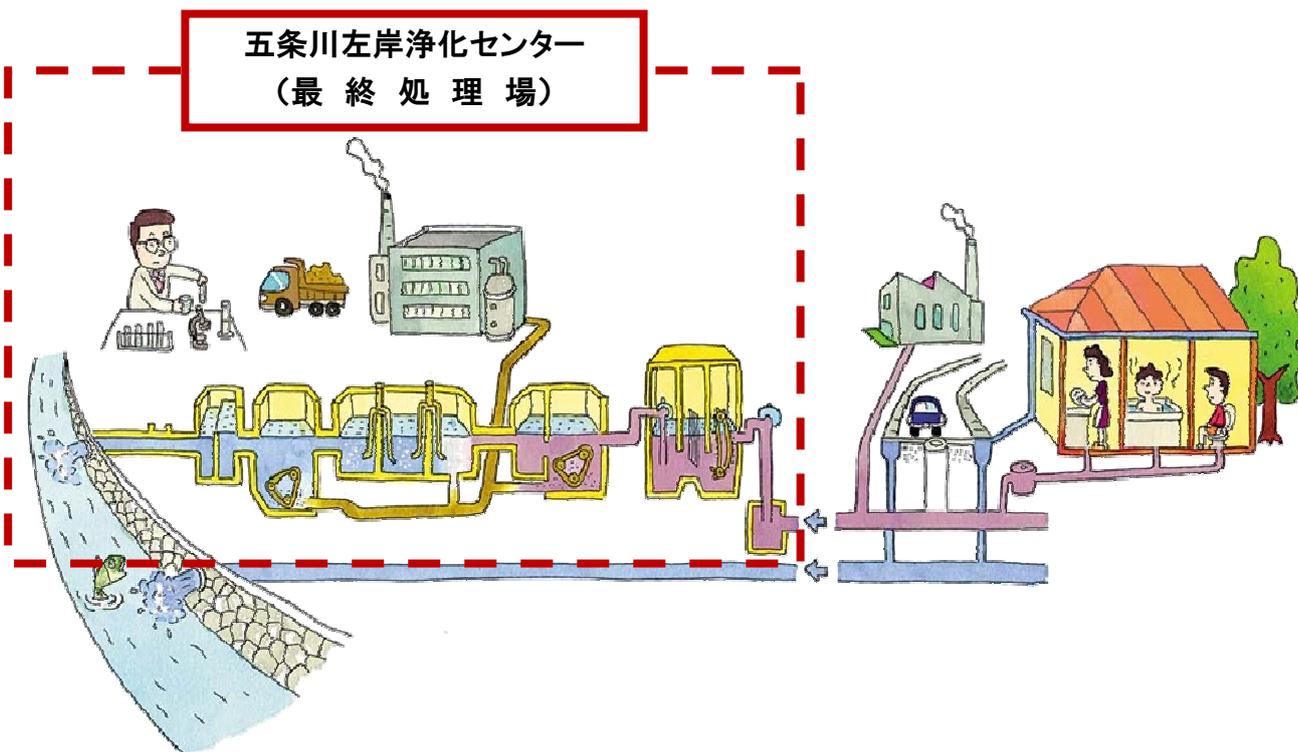
「浄化槽」は下水道に接続していない施設に設置されており、微生物に汚れを食べさせることによって汚れた水をきれいにして、側溝や河川に流しています。しかし、浄化槽は設置と維持管理が各施設に任されているためその効果にバラつきがあります。また、汚水を雨水と同じ側溝に流しているため、大雨が降ったときには汚水と雨水が混ざった水が側溝やマスからあふれる恐れがあります。

そこで、小牧市では、河川の浄化と水害対策をかねて分流式（汚水と雨水を別々に流す方式）での下水道の整備を進めています。

「下水道」とは、各家庭や工場から出る汚水を地面に埋められる下水道管を通して「最終処理場」まで運び、最終処理場でまとめてきれいにして河川に放流する方法です。小牧市の最終処理場は小木にある五条川左岸浄化センターで、小牧市のほか、犬山市、岩倉市、大口町の一部の汚水も取り扱っています。



②下水道（最終処理場）の処理能力



最終処理場では浄化槽にはできない高度な処理方法ができるため、より汚水をきれいにすることができます。

浄化槽と下水道の最終処理場の水質基準を比較したのが下表です。浄化槽には、**単独処理浄化槽**（平成12年以前に建てられた施設に設置されていてトイレからでる汚水のみをきれいにする）と、**合併処理浄化槽**（平成13年以降に建てられた施設に設置されていてトイレだけでなく洗濯や台所など使用された水をすべてまとめてきれいにする）の2種類がありますが、表をみればわかるように合併処理浄化槽できれいにした水でも魚が住めるくらいきれいになるわけではありません。住みよいまちづくりのためには下水道の整備は欠かせないものです。

○河川の汚れを示す代表的な指標：生物化学的酸素要求量（BOD）

BOD(mg/l)	5以上	5以下	3以下	2以下
棲んでいる魚	ほとんど棲めない	コイ・フナ	アユ・サケ	ヤマメ・イワナ

○浄化槽・下水道のBOD

	基準値	実数値
単独処理浄化槽	90mg/l以下（除去率65%以上）	H13以降、新設禁止
合併処理浄化槽	20mg/l以下（除去率90%以上）	0.5～69.0 mg/l
下水道	15mg/l以下	1.0未満～ 3.2mg/l(平均1.1mg/l)

※合併処理浄化槽の実数値はH18の全国調査によるもの

下水道の実数値は五条川左岸浄化センターのH26実績

2. 小牧市の下水道普及状況

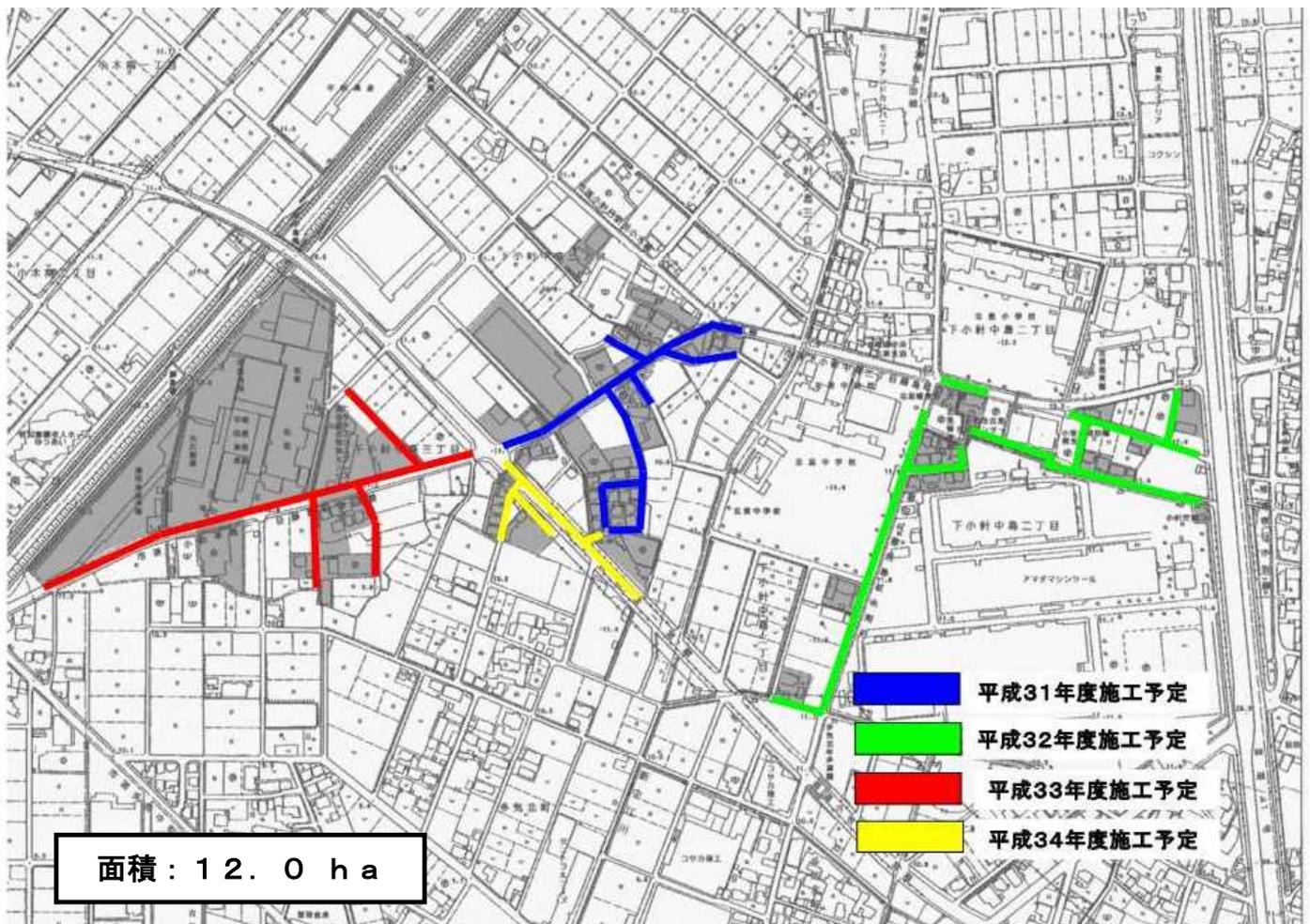
小牧市の下水道の整備状況は以下のとおりです。

○下水道の整備区域（平成30年6月1日）

・小牧市の面積	: 6,281 ha
・全体計画面積（最終的に整備を予定している区域）	: 3,711.4 ha
・事業計画面積（5～7年以内の整備を予定している区域）	: 2,841.9ha
・供用開始区域面積（下水道使用可能区域）	: 2,201.1ha

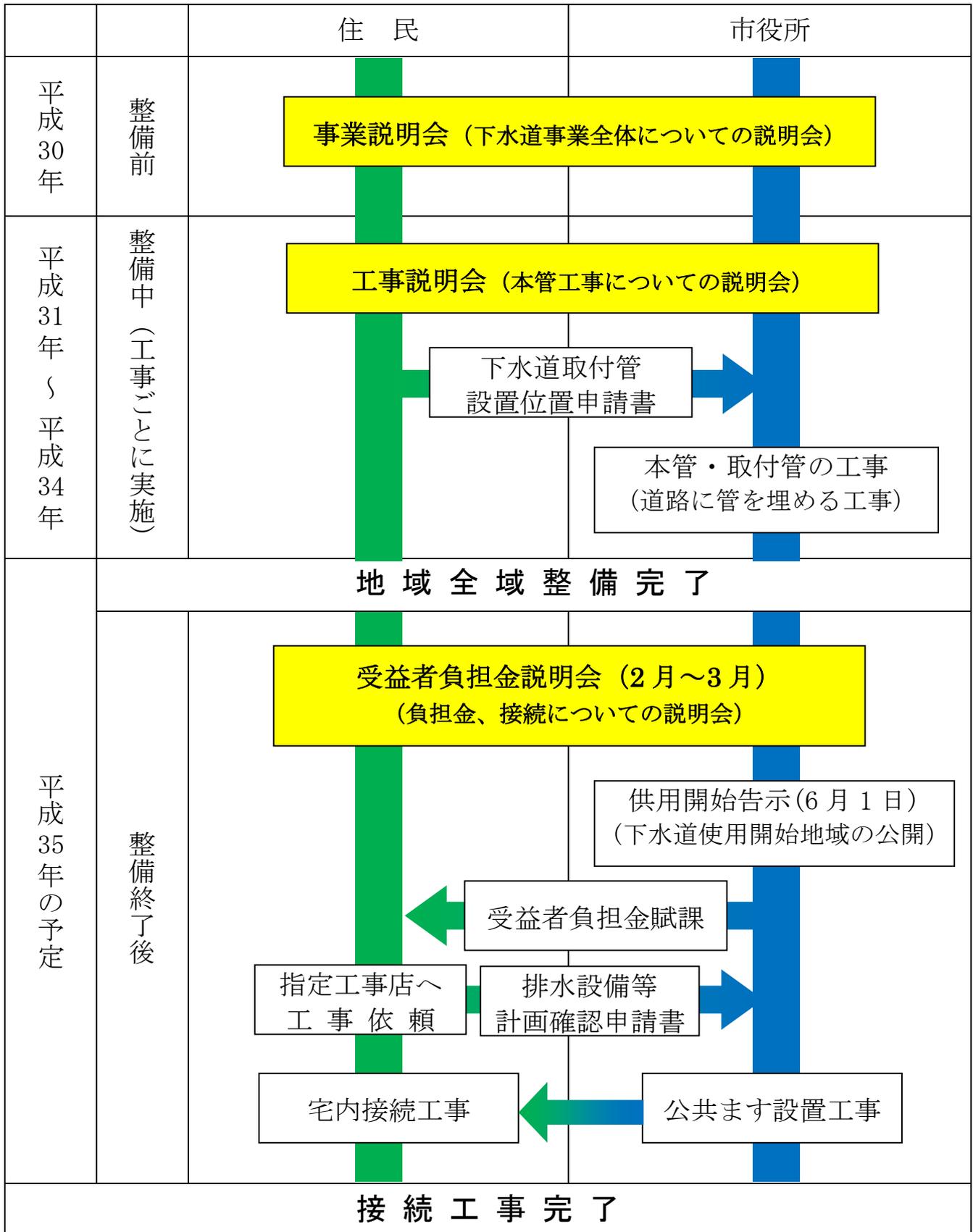
平成30年3月31日時点で小牧市の総人口の74.4%の方が供用開始区域（下水道使用可能地域）に住んでいます。そしてそのうちの90%以上の方が下水道に接続して下水道を利用しています。

3. 下水道整備予定区域



4. 公共下水道の整備の流れ

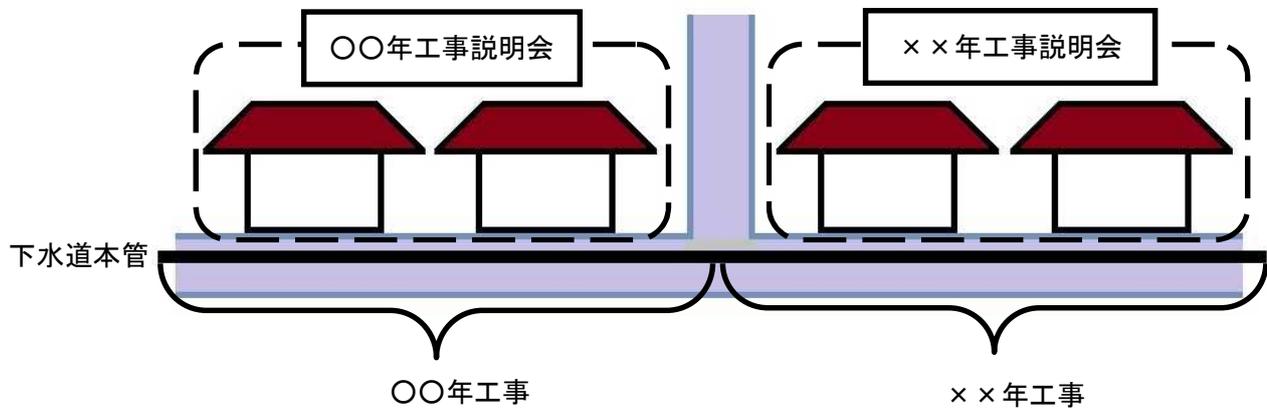
下水道整備にあたり、住民の皆様には3回にわたり説明会を開催します。今回、お集まりいただいているのは、その1回目（下表の「事業説明会」）です。



※整備にかかる年数及び供用開始の年は工事の進捗によって前後する可能性があります。

①下水道整備工事について

平成31年度から平成34年度にわたり、下水道の本管・取付管工事を行う予定です。工事は複数回に分かれて実施し、工事ごとにその道路の近隣の住民の方への「工事説明会」（または戸別訪問による説明）を行います。



工事説明会では、工事の具体的な実施方法を説明するほか、各宅内から出る排水を下水道本管に流すための「取付管」の設置位置の申請のお願いや、交通規制の方法についてご説明させていただきます。

5. 下水道整備が完了すると

地域全域の整備が終了すると、翌年の6月1日に「供用開始」の告示という行政処理を行います。「供用開始」後は対象地域で下水道の使用が可能になりますが、下水道を使用するために住民の皆様には3つの費用をご負担していただきます。

①受益者負担金（供用開始時に発生）

供用開始後、下水道整備にかかった費用の一部を負担金として支払っていただくもの

②「排水設備」工事費（下水道への切替時に発生）

家庭から出る台所・浴室・便所などの排水を下水道本管に流すための宅内工事にかかる費用

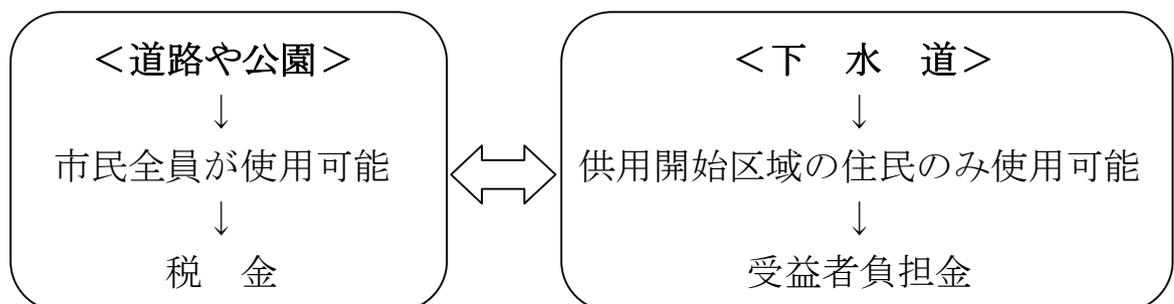
③下水道使用料（下水道使用時に発生）

下水道使用開始後に支払う使用料

①受益者負担金について

受益者負担金とは、区域全体の整備が終了して供用開始したとき、その区域の土地・建物等の権利を所有している方に下水道建設費用の一部をご負担いただく制度です。

道路や公園は、完成すると市民の誰でも使用可能なため、市民全員にご負担いただいている税金によって整備しています。しかし、下水道は整備された土地に住んでいる人しか使用することができません。そこで、整備されていない地域の方との負担の公平性を図るため、供用開始した地区の方から受益者負担金を徴収し、工事費の一部に充当しています。



・負担金の発生時期

供用開始のとき、1回だけ発生します。一度、支払った土地から再度徴収することはありません。

・負担金額

賦課対象区域内の土地に対して以下の計算で算出した金額です。

1㎡あたり 一律 500円

農地、駐車場など、汚水が発生する建物がない土地には賦課しません。

・支払い方法

基本は4年間、年4回の16分割払いです。また、一括払いによる割引制度（最大で約13.3%）もあります。

・例：賦課面積320㎡の場合（約100坪）

負担金額 $320\text{㎡} \times 500\text{円} = 160,000\text{円}$

16分割払い $160,000\text{円} \div 16\text{回} = 10,000\text{円}$

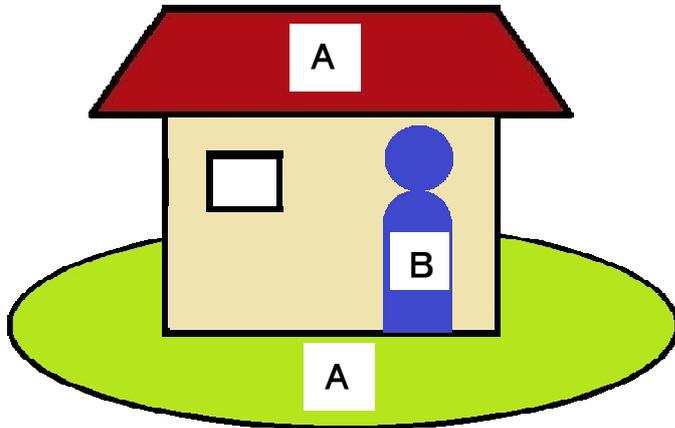
→1回あたり10,000円の支払い

（一括納付による差引納付額：138,640円）

○受益者負担金はだれが支払うのか？

受益者負担金は供用開始の年の4月1日時点の土地または建物の権利者（所有者）が対象になります。土地の所有者と建物の所有者、使用者が異なる場合は、一般的には下水道を使用する建物の所有者を対象と考えています。

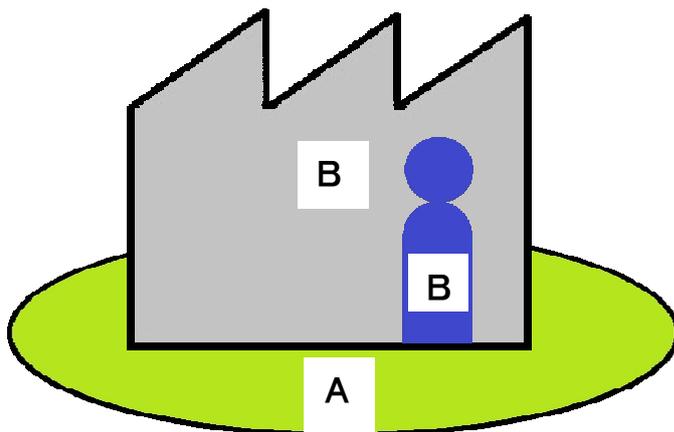
- ・例1 Aさんが所有する土地に借家を建てて、Bさんに貸す



土地所有者：Aさん
建物所有者：Aさん
建物使用者：Bさん（居住者）

→負担金はAさんが支払う

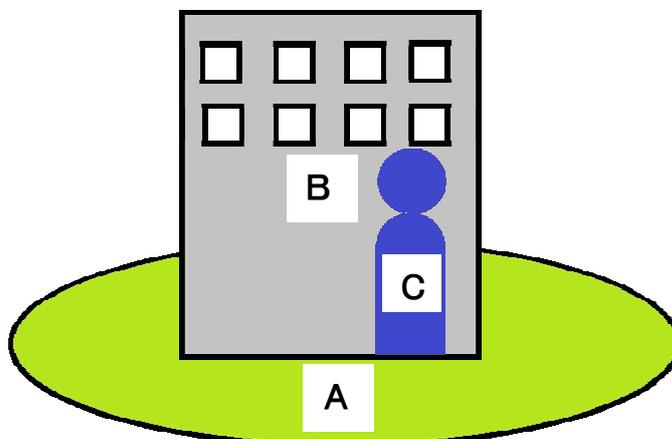
- ・例2 Aさんの土地をB社が借りて工場を建てて、B社が使用する



土地所有者：Aさん
建物所有者：B社
建物使用者：B社

→負担金はB社が支払う

- ・例3 Aさんの土地をB社が借りて貸しビルを建てて、C社に貸す



土地所有者：Aさん
建物所有者：B社
建物使用者：C社

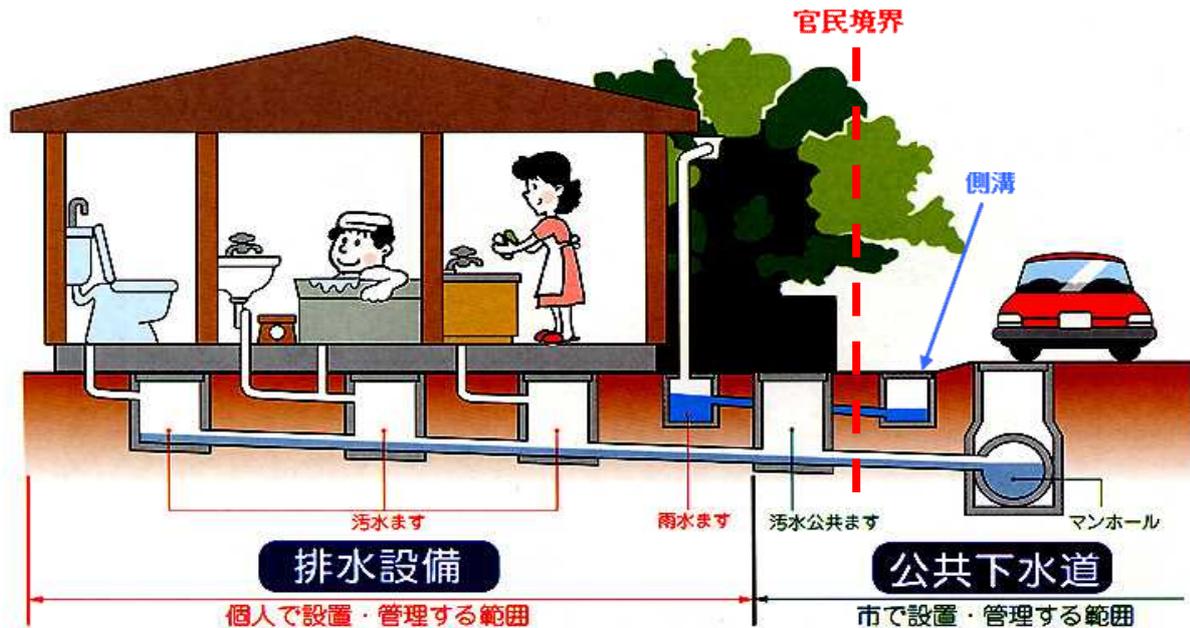
→負担金はB社が支払う

上記が一般的な考え方ですが、実際には、受益者負担金説明会の際に土地所有者に負担金を支払う人を記入する用紙（受益者申告書）を送付し、土地所有者と建物所有者の間で相談して決めていただいています。

②排水設備工事費について

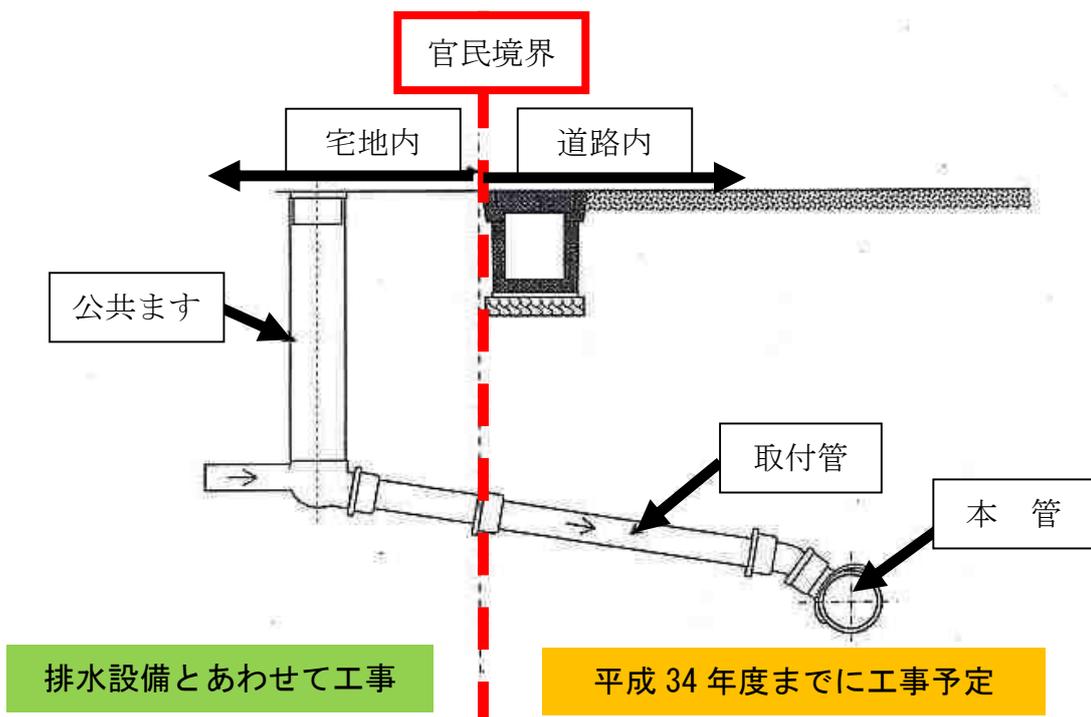
・市が設置・管理する範囲と皆様方が設置・管理する範囲

下水道を使用する申請をしていただくと、敷地内（道路から1m以内）に「公共ます」という、家庭から出る台所・浴室・便所などの排水を1箇所まとめて下水道本管に流すための設備を市役所の負担で設置します。家庭から出る排水を「公共ます」に流す設備を「排水設備」といいます。「排水設備」は皆様個人で設置、管理していただいています。



↑
公共ますより宅地内側が個人で
設置・管理する範囲です。

↑
公共ますから道路側が市で
設置・管理する範囲です。

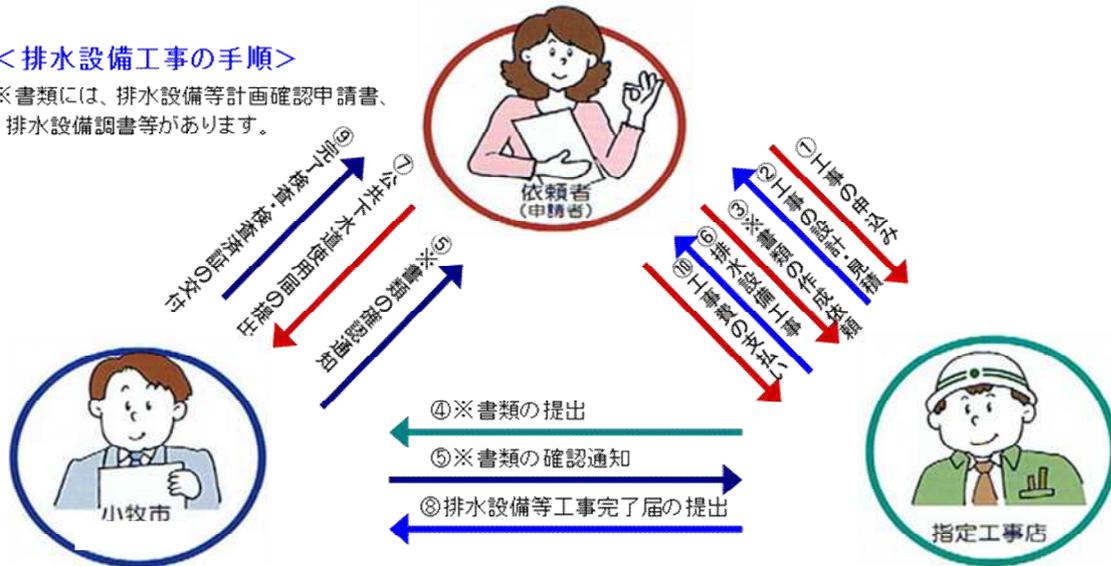


・「排水設備工事」について

家庭から出る排水を「公共ます」に流すために、家のまわりの排水管の整備や水洗便所への改造、浄化槽の撤去をする工事を「排水設備工事」といい、その工事費は皆様個人でご負担していただいています。「排水設備工事」は、市が指定する「指定工事店」のみが実施できます。「指定工事店」は、工事代金の不当請求や粗悪工事を防ぐため、市が認定した業者です。（指定工事店一覧表は随時更新されるため、工事説明会等で最新のものをお渡しします。）

<排水設備工事の手順>

※書類には、排水設備等計画確認申請書、排水設備調書等があります。



○排水設備工事に対する補助制度はないか？

工事費に対する補助制度はありませんが、「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。この制度を利用すると、くみ取り便所を水洗便所にしたり浄化槽から下水道に切り替える際の費用を、金融機関から無利子で借りることができます。

ただし、この制度は利用できる金融機関が限られており、利用条件もありますので、利用する際には一度上下水道業務課にご相談ください。

- ・ あっせん限度額 くみ取り便所を水洗便所に改造・・・54万円
- (1箇所あたり) 浄化槽から下水道に切替え・・・・・・36万円
- ・ 償 還 方 法 36か月以内の元金均等償還（無利子）

○排水設備工事はいくらでできるか？

排水設備の工事は住宅の現在の排水設備の状況や道路との距離によって大きく変わるため、一概にいくらかかるとはいえません。指定工事店にご相談ください。

③下水道使用料

下水道を使用しはじめると、下水道使用料が必要になります。これは、下水道管や終末処理場の維持・管理の費用にあてられます。

<使用料の算定方法>

- ・水道水を使用した場合は、**水道の使用水量**で算定します。
- ・水道水以外（井戸水等）を使用した場合は、その使用実態を考慮したうえ算定します。

<使用料の支払い>

原則として2か月に一度、**水道料金と同時**にお支払いいただきます。

支払い方法は、納付書でのお支払い以外に便利な口座振替もあります。手続きについては業務課（0568-79-1320）までお問合せください。

<下水道使用料（※消費税は別途）>

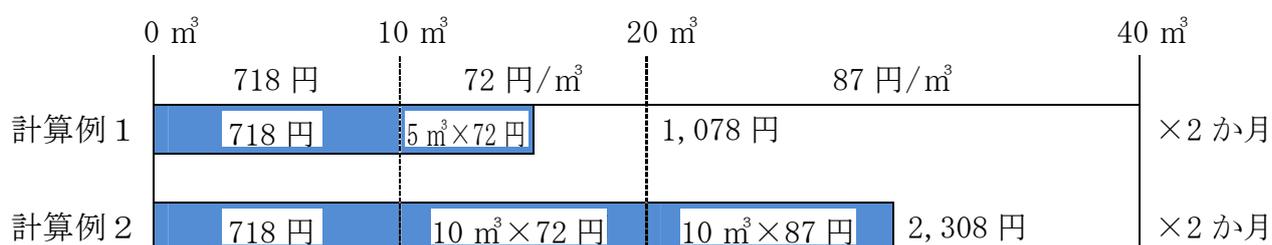
区 分	基本使用料（1か月につき）		超過使用料（1か月につき）	
	排 出 量	使用料	排 出 量	使用料 (1 m ³ につき)
一般用	10 m ³ まで	718 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	72 円
			20 m ³ を超え 40 m ³ まで	87 円
			40 m ³ を超え 100 m ³ まで	106 円
			100 m ³ を超え 500 m ³ まで	131 円
			500 m ³ を超えるもの	160 円
公衆浴場	100 m ³ まで	4,611 円	100 m ³ を超えるもの	48 円

○計算例1（一般用）

水道水を2か月に30 m³使用した場合 → 1か月あたり15 m³使用
 (718円(10 m³分) + 5 m³ × 72円) × 2か月 = 2,156円 (消費税別)
 消費税8%では 2,156円 × 1.08 = 2,328円 (消費税込)

○計算例2（一般用）

水道水を2か月に60 m³使用した場合 → 1か月あたり30 m³使用
 (718円(10 m³分) + 10 m³ × 72円 + 10 m³ × 87円) × 2か月
 = 4,616円 (消費税別)
 消費税8%では 4,616円 × 1.08 = 4,985円 (消費税込)



6. お問い合わせ先

○上下水道施設課

下水建設係

- ・ 下水道計画全般について
- ・ 本管・取付管工事について

下水維持係

- ・ 道路上の既設のマンホール等の管理について
電話 : 0568-79-1490 (建設係・維持係共通)
mail : suishisetsu@city.komaki.lg.jp
FAX : 0568-79-1239 (上下水道部共用)

○上下水道業務課

排水係

- ・ 受益者負担金について
- ・ 排水設備の工事・指定工事店について

収納係

- ・ 使用料について
電話 : (排水係)0568-79-1407
(収納係)0568-79-1320
mail : suigyomu@city.komaki.lg.jp
FAX : 0568-79-1239 (上下水道部共用)